

# 医療機器修理業の資格要件

## (1) 特定保守管理医療機器の修理を行う修理業者

### ①規則第188条第1項第1号イ

医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習及び専門講習を修了した者

【注意】専門講習は、「公益財団法人医療機器センター」で行われます。

### ②規則第188条第1項第1号ロ

厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者  
(第一区分) 医用放射線機器点検技術者認定講習会(第1回から第9回)受講者  
※1991年(平成3年)12月20日~1995年(平成7年)9月20日  
(第二区分) 第2種ME技術実力検討試験(第1回から第17回)合格者

## (2) 特定保守管理医療機器以外の医療機器の修理を行う修理業者

### ①規則第188条第1項第2号イ

医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者

【注意】基礎講習は、「公益財団法人医療機器センター」及び「公益財団法人総合健康推進財団」で行われます。

### ②規則第188条第1項第2号ロ

厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者